

この利用規約（以下「本規約」といいます）は、パラマウントベッド株式会社（以下「弊社」といいます）が個人のお客様に提供するクラブパラマウントの会員を対象としたサービスの利用に関する条件を定めるものです。

本規約は、本会員すべてに適用され、弊社と本会員との間の契約を構成します。

本会員は、本サービスをご利用になる前に、本規約をよくお読みください。

## クラブパラマウント会員規約

### 第1条（定義）

本規約では、以下の用語を以下の意味で使用します。

- (1) 「本会員」とは、INTIME シリーズベッドをご購入された個人のお客様のうち、弊社が定める方法によりクラブパラマウントの会員登録手続き（クラブパラマウント長期延長サポートプラス会員登録の手続き、クラブパラマウントプラス会員登録の手続き、クラブパラマウント会員登録の手続きのいずれか）を行い、本サービスの利用が可能となった方をいいます。なお、本サービスの利用が可能となったときをもって、本会員と弊社の間、本規約に基づく契約が成立するものとします。弊社は、会員登録が完了した月の翌月中に、本会員に対し、クラブパラマウントカード（以下「会員カード」といいます。）を送付します。
- (2) 「長期延長サポートプラス会員」とは、本会員のうち、クラブパラマウント長期延長サポートプラス会員登録の手続きを行い、本サービスの利用が可能となった方をいいます。長期延長サポートプラス会員は、クレジットカード会社の審査を通過したときから、本サービスの利用が可能となります。長期延長サポートプラス会員が利用できる本サービスは、別紙に記載のとおりとします。なお、長期延長サポートプラス会員登録の手続きは、INTIME シリーズベッドのご購入日から1ヶ月間に限り行うことができ、それ以降は、長期延長サポートプラス会員への登録は承認しないものとします。弊社が長期延長サポートプラス会員への登録を承認しない場合、弊社は、当該登録手続きを行った方にその旨を通知するものとし、当該登録手続きを行った方は、本サービスを利用することができなくなります。
- (3) 「プラス会員」とは、本会員のうち、クラブパラマウントプラス会員登録の手続きを行い、本サービスの利用が可能となった方をいいます。プラス会員は、クレジットカード会社の審査を通過したときから、本サービスの利用が可能となります。プラス会員が利用できる本サービスは、別紙に記載のとおりとします。
- (4) 「クラブパラマウント会員」とは、本会員のうち、クラブパラマウント会員登録の手続きを行い、本サービスの利用が可能となった方をいいます。クラブパラマウント会員は、クラブパラマウント会員登録が完了したときから、本サービスの利用が可能となります。クラブパラマウント会員が利用できる本サービスは、別紙に記載のとおりとします。

- (5) 「有料会員」とは、本会員のうち、長期延長サポートプラス会員とプラス会員をいいます。
- (6) 「本サービス」とは、別紙に定められる本会員を対象としたサービスをいいます。なお、本サービスの内容等は事前に通知することなく変更させて頂くことがあります。
- (7) 「専用ウェブサイト」とは、クラブパラマウントの会員サービスサイトをいいます。
- (8) 「アカウント」とは、専用ウェブサイトログインするためのメールアドレス・パスワードをいいます。
- (9) 「本会員の登録変更」とは、以下の本会員の会員登録変更をいいます。
  - ・ 長期延長サポートプラス会員からプラス会員への会員登録変更
  - ・ 長期延長サポートプラス会員からクラブパラマウント会員への会員登録変更
  - ・ プラス会員から長期延長サポートプラス会員への会員登録変更
  - ・ プラス会員からクラブパラマウント会員への会員登録変更
  - ・ クラブパラマウント会員から長期延長サポートプラス会員への会員登録変更
  - ・ クラブパラマウント会員からプラス会員への会員登録変更

## 第2条（本規約への同意）

1. 本会員になろうとする方は、本規約の定めに従ってクラブパラマウントの会員登録手続きを行い、本サービスを利用しなければなりません。
2. 本会員になろうとする方は、本規約に有効かつ取消不能な同意をし、本規約を契約の内容とすることに合意しないかぎり、クラブパラマウントの会員登録手続きを行い、本サービスを利用することができません。
3. 本会員になろうとする方が未成年者である場合は、親権者などの法定代理人による本規約への同意が必要になります。また、本規約に同意した時点で未成年者であった本会員が、成年に達した後に本サービスを利用した場合、未成年者であった間の登録・利用行為を追認したものとみなします。
4. 本会員になろうとする方が成年被後見人、被保佐人または被補助人の場合は、後見人、保佐人、補助人による本規約への同意が必要になります。

## 第3条（本規約の変更）

1. 弊社は、民法第548条の4に基づき、弊社の判断において、いつでも本規約の内容を変更または追加できるものとします。
2. 弊社は、前項による本規約の変更にあたっては、あらかじめ本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびに効力発生日を、専用ウェブサイトまたは弊社のウェブサイト上の適宜の場所への掲示、電子メールの送信、その他弊社が適当と判断する方法で本会員に通知します。
3. 本会員が、変更後の本規約に同意できない場合は、第12条第1項の規定に基づき、た

だちに解約手続きをするものとします。本会員が、本規約変更後も解約手続きをしない場合、変更後の本規約に有効かつ取消不能な同意をしたものとみなされます。

#### 第4条（サービス提供条件および制限）

1. 本サービスは、日本国内に対してのみ提供するものとします。
2. 本サービスの提供条件および制限の詳細は、別紙に記載のとおりとします。

#### 第5条（本会員情報の登録）

1. 本会員は、クラブパラマウントの会員登録手続きおよび本サービスの利用に際して、本会員ご自身の情報を登録する場合、真実、正確かつ完全な情報を提供しなければならず、また、登録した情報に変更があったときは直ちに登録内容を変更するなど、常に最新の情報となるよう修正しなければなりません。
2. 弊社は、本会員情報を前提として、本サービスを提供します。本会員情報の内容に虚偽、誤り、記載漏れまたは変更漏れがあったことにより、本会員が本サービスを利用できないなど、本会員に損害が生じたとしても、弊社は一切責任を負いません。

#### 第6条（アカウント・会員カードの管理）

1. 本会員は、本サービスの利用に際して、自己の責任においてアカウントおよび会員カードを管理および保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはなりません。
2. 本会員は、会員カードを紛失または盗難にあった場合、専用ウェブサイト内の適宜の場所に設置するお問い合わせフォームへの送信その他弊社が指定する方法により弊社に会員カードの再発行依頼をすることができます。
3. 弊社は、アカウント・会員カードを利用して行われた一切の行為を、本会員ご本人の行為とみなします。
4. アカウント・会員カードの管理不十分または第三者の使用等による損害の責任は、本会員が負うものとし、弊社は一切の責任を負いません。

#### 第7条（本会員情報の取り扱い）

弊社は、クラブパラマウントの会員登録手続きおよび本サービスの利用に際して、登録された本会員の情報を、別途弊社が定める「クラブパラマウント プライバシーポリシー」に従い、適切に管理します。

#### 第8条（料金および支払方法）

1. 長期延長サポートプラス会員の会員料金は、月額金550円（税抜500円）です。
2. プラス会員の会員料金は、月額金440円（税抜400円）です。

3. クラブパラマウント会員には、会員料金が発生しません。
4. 弊社は、会員料金について、弊社の裁量でその価格を変更することがあります。
5. 月額の対象期間は、毎月1日から月末日までとします。月の途中で新たに有料会員になった場合であっても、日割計算は行わず、1ヶ月分の会員料金が発生します。
6. 弊社は、毎月末日に当月分の会員料金を請求いたします。クレジットカード会社により締め日および引落日が異なります。詳細はクレジットカード会社までお問い合わせください。
7. 有料会員が月の途中で第12条に基づき解約手続きを行った場合、その他有料会員の地位を喪失した場合でも、1ヶ月分の会員料金が発生し、日割精算等を含めた一切の返金を行わないものとします。また、第11条に基づく利用停止等、第13条に基づく本サービスの中断、終了等、その他有料会員が本サービスを利用できない期間が生じた場合であっても、1ヶ月分の会員料金が発生し、日割精算等を含めた一切の返金を行わないものとします。
8. 有料会員が支払いを遅延した場合、有料会員は、年14.6%の割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合）による遅延損害金を弊社に対して支払うものとします。

#### 第9条（本会員の登録変更）

本会員が本会員の登録変更を行った場合、本会員の登録変更を行った月の会員料金は次の通りです（日割精算等を行わないものとします）。

- ・ 長期延長サポートプラス会員からプラス会員へ会員登録変更を行った月の会員料金…金550円（税抜500円）
- ・ 長期延長サポートプラス会からクラブパラマウント会員へ会員登録変更を行った月の会員料金…金550円（税抜500円）
- ・ プラス会員から長期延長サポートプラス会員へ会員登録変更を行った月の会員料金…金550円（税抜500円）
- ・ プラス会員からクラブパラマウント会員へ会員登録変更を行った月の会員料金…金440円（税抜400円）
- ・ クラブパラマウント会員から長期延長サポートプラス会員へ会員登録変更を行った月の会員料金…金550円（税抜500円）
- ・ クラブパラマウント会員からプラス会員へ会員登録変更を行った月の会員料金…金440円（税抜400円）

#### 第10条（禁止事項）

本会員は、本サービスの利用にあたり、自らまたは第三者をして以下の各号のいずれかに該当するまたは該当するおそれのある行為をしてはなりません。

- (1) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為またはこれらを助長する行為
- (2) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある行為
- (3) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為
- (4) 弊社または他の本会員その他第三者に対する詐欺、脅迫または誹謗中傷行為
- (5) 弊社または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、プライバシー権、名誉権、肖像権、その他の法令上または契約上の権利または利益を侵害する行為
- (6) 第6条第1項に違反する行為
- (7) 専用ウェブサイトの誤作動を誘引する行為
- (8) 専用ウェブサイトに過度に負担をかける行為
- (9) 弊社のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為
- (10) 弊社または第三者になりすます行為、または意図的に虚偽の情報を流布させる行為
- (11) 第三者の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示または提供する行為
- (12) 第三者のアカウント・会員カード情報を利用する行為
- (13) 本サービスの趣旨・目的に反する行為
- (14) 会員登録と解約手続きを繰り返す行為
- (15) 無料会員と有料会員の登録変更を繰り返す行為
- (16) 営利を目的（商業目的）として本サービスを利用する行為
- (17) 本規約に違反する行為
- (18) 前各号のいずれかに該当するおそれのある行為
- (19) その他、弊社が不適切と判断する行為

#### 第11条（利用停止等）

1. 弊社は、本会員が以下各号の一に該当しまたは該当するおそれがあると弊社が判断した場合には、弊社の裁量により、何らの通知を行うことなく、当該本会員に対し、本サービスの利用の一時停止もしくは制限、アカウントの削除を含む契約の解除等の措置（以下、併せて「利用停止等」といいます）を講じることができるものとします。
  - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - (2) 弊社に提供された情報の全部または一部につき虚偽の事実があることが判明した場合
  - (3) 本会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであって、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
  - (4) INTIME シリーズベッドのご購入日から1ヶ月を経過した後に長期延長サポートプラス会員の登録手続きを行い、弊社がこれを承認しない場合

- (5) 弊社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して30日間以上応答がない場合
  - (6) 反社会的勢力等であるか、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っているとして弊社が判断した場合
  - (7) 本会員が過去弊社との契約に違反した者またはその関係者であると弊社が判断した場合
  - (8) 本サービスの運営上必要であると弊社が判断した場合
  - (9) その他前各号に類する事由があると弊社が判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、本会員は、弊社に対して負っている債務がある場合は、その債務の一切について当然に期限の利益を失い、ただちに弊社に対してすべての債務の支払いを行わなければなりません。また、この場合において、弊社は、本会員から受領済みの料金について一切返金しないものとします。
  3. 弊社は、本条に基づき弊社が行った措置により、本会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第12条（本会員による本サービスの利用終了等）

1. 本会員は、専用ウェブサイト内で解約手続きを行うことにより、いつでも本規約に基づく弊社との契約を終了することができます。この場合、本会員と弊社との本規約に基づく契約は、解約手続きが完了したときをもって終了するものとします。
2. 本会員が本規約に基づく弊社との契約を終了した後の本会員情報の取り扱いについては、第7条の規定に従うものとします。
3. 本会員が解約手続きを行った場合、弊社は、弊社の裁量において、あらかじめ通知することなく、当該本会員のアカウントを削除することができるものとします。

#### 第13条（本サービスの変更、中断、終了等）

1. 弊社は、弊社が必要と判断する場合、あらかじめ本会員に通知することなく、いつでも、本サービスの全部または一部の内容を変更し、また、その提供を中止することができるものとします。
2. 弊社は、事前に専用ウェブサイトまたは弊社のウェブサイトの適宜の場所への掲示、電子メールの送信、その他弊社が適当と判断する方法で本会員に通知することにより、弊社の判断で、本サービスの全部または一部の提供を終了することができるものとします。
3. 弊社は、以下の各号の事由が生じた場合には、本会員に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を一時的に中断できるものとします。
  - (1) 建物、通信機器設備等に関わる設備点検、法定点検、メンテナンスや修理を定期的

または緊急に行う場合

- (2) アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合、コンピュータ・システム、回線等の障害が発生した場合、本サービスの提供に関わる設備等への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受があった場合
  - (3) 本会員のセキュリティを確保する必要性が生じた場合
  - (4) 本サービスの利用に必要な電気通信事業者の役務が提供されない場合や電気通信事業者の役務の不具合に起因する場合
  - (5) 本サービスの委託先の役務が提供されない場合や弊社と本サービスの委託先との契約が終了した場合
  - (6) 地震、台風、水害、その他の自然災害等の天災、火災、停電、その他の不慮の事故または戦争、内乱、騒乱、紛争、動乱、暴動、労働争議、交通通信機関のマヒ、停電等のライフライン停止、伝染病、感染症、法令または公権力の発動等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
  - (7) 法令またはこれに基づく措置により、本サービスの運営が不能となった場合
  - (8) その他前各号に準じ弊社が必要と判断した場合
4. 弊社は、本条に基づき弊社が行った措置により、本会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第14条（秘密保持）

1. 本会員は、弊社の事前の書面による承諾がある場合を除き、本サービスに関連して弊社が本会員に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した情報について、秘密に取り扱うものとします。
2. 本会員は、弊社から求められた場合はいつでも、弊社の指示に従い、遅滞なく、前項の情報および当該情報を記載または記録した書面その他の記録媒体物ならびにすべての複製物を返却または廃棄しなければなりません。

#### 第15条（広告）

弊社は、専用ウェブサイトに弊社または第三者の広告を掲載できるものとします。

#### 第16条（外部サービスの利用）

1. 本サービスは、弊社と提携する他の事業者が提供するサービスまたはコンテンツを含む場合があります。かかるサービスまたはコンテンツに対する責任は、これを提供する事業者が負います。
2. 本会員が、本サービスの利用に伴い外部サービス等を利用する場合には、本規約のほか、当該外部サービスの定める利用規約その他の条件（当該利用規約が変更された場合には変更後の条件を含みます）に従うものとします。

#### 第17条（連絡・通知）

1. 本サービスに関する弊社から本会員への連絡は、専用ウェブサイトもしくは弊社が運営するウェブサイト内の適宜の場所への掲示、電子メールの送信、またはその他弊社が適当と判断する方法により行うものとします。
2. 弊社が本会員に対して電子メールの送信により通知を行った場合、当該通知は、本会員が登録したメールアドレスにメールを送信することをもって、当該メールが通常到達すべきときに到達したものとみなします。
3. 本サービスに関する問い合わせその他本会員から弊社に対する連絡または通知は、専用ウェブサイト内の適宜の場所に設置するお問い合わせフォームへの送信その他弊社が指定する方法により行うものとします。

#### 第18条（サービス利用契約上の地位の譲渡等）

1. 本会員は、弊社の事前の承諾がある場合を除き、本規約に基づく本会員の権利もしくは義務、または本規約に基づく弊社との契約上の地位について、第三者への譲渡、承継、担保設定、その他一切の処分をすることはできません。
2. 弊社が本サービスにかかる事業を第三者に譲渡し、または合併もしくは会社分割等により本サービスに係る事業を承継させたときは、弊社は、当該譲渡等に伴い、本規約に基づく本会員との契約上の地位、権利および義務ならびに登録情報その他本会員情報を当該譲渡等の譲受人等に承継させることができるものとします。本会員は、かかる譲渡につき本条においてあらかじめこれに同意したものとみなします。

#### 第19条（知的財産権）

本サービスに関する知的財産権はすべて弊社または弊社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの利用は、本サービスに関する弊社または弊社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

#### 第20条（保証の否認および免責）

1. 弊社は、本サービスに事実上または法律上の欠陥（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます）がないこと、ならびに本会員に適用のある法令または内部規制に適合することを、明示的にも黙示的にも保証しておりません。弊社は、本会員に対して、かかる欠陥を除去して本サービスを提供する義務を負いません。
2. 本サービスの利用に関し、本会員間、または本会員と第三者との間で紛争が生じた場合、本会員は、弊社にこれを通知の上、自己の責任と費用において解決するものとします。弊社は、当該紛争に関与する義務を負わず、何らの責任を負わないものとします。

3. 弊社は、本サービスに起因して、本会員に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。ただし、本サービスに関する弊社と本会員との間の契約（本規約に基づく契約を含みます）が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、この免責規定は適用されません。
4. 前項のただし書に定める場合であっても、弊社は、弊社の過失（重過失を除きます）による債務不履行または不法行為により本会員に生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（弊社または本会員が損害発見につき予見し、または予見すべきであった場合を含みます）について一切の責任を負いません。
5. 弊社の過失（重過失を除きます）による債務不履行または不法行為により本会員に生じた損害の賠償を行う場合、その賠償金額は110円（税抜100円）を上限とします。

#### 第21条（分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効または執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとします。弊社および本会員は、当該無効もしくは執行不能とされた条項または部分の趣旨に従い、これと同様の効果を確保できるよう努めるとともに、修正された本規約に拘束されることに同意するものとします。
2. 本規約のいずれかの条項またはその一部が、ある本会員との関係で無効または執行不能と判断された場合であっても、他の本会員と弊社との関係における有効性には影響を及ぼさないものとします。

#### 第22条（言語、準拠法および管轄裁判所）

1. 本規約の正文は日本語版とし、準拠法は日本法とします。
2. 本サービスまたは本規約に起因し、もしくは関連する一切の紛争については、訴額に応じ、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日：2021年10月1日

改定日：2022年4月1日

別紙

本サービスの内容一覧

プラン	会員		
	長期延長サポートプラス会員	プラス会員	クラブパラマウント会員
①長期延長サポート	○	—	—
②3年延長保証	—	○	○
③介護ベッド変身	○	○	○
④ベッド引き取り	○	○	○
⑤ベッド移動	○ ※年1回無料	○ 年1回無料	—
⑥引っ越しサポート	○ ※年1回無料	○ ※年1回無料	—
⑦住まいのかけつけダイヤル	○ ※年1回無料	○ ※年1回無料	—
⑧暮らしのお悩みダイヤル	○	○	—
⑨介護なんでもダイヤル	○	○	—
⑩認知症サポートダイヤル	○	○	—
⑪在宅確認サービス	○ ※年1回無料	○ ※年1回無料	—
⑫傷害総合保険（交通傷害プラン）	○	○	—
⑬会員特典	○	○	—

※4月1日から翌年3月末日を1年間とします

※本サービスの受付、問い合わせ対応、および住まいのかけつけダイヤル、暮らしのお悩みダイヤル、介護なんでもダイヤル、認知症サポートダイヤル、在宅確認サービスは、本規約に基づき、株式会社プライムアシスタンス（以下「委託会社」といいます）にサービスの運営を委託しています。

※本サービスは、時間指定を承ることができません。あらかじめご了承ください。

プラン①

クラブパラマウント長期延長サポートサービス

クラブパラマウント長期延長サポートサービスは、弊社が長期延長サポートプラス会員に対して提供するサービスです。クラブパラマウント長期延長サポートサービスは、次の2つのサービスから構成されます。

1. 無償修理（以下「保証修理」といいます）

弊社は、対象となる次の製品（以下「本製品」といいます）について、本規約および以下の規程に定めるところに従い、保証修理を提供します。

(1) INTIME シリーズベッド（マットレスは除きます）

(2) (1)と同時購入のベッドサイドレール・サイドグリップ・スイングアーム介助バー

2. 買い替え時の割引サービス

INTIME シリーズベッドに買い替える場合、割引価格で販売いたします。

保証修理には、以下の規程が適用されます。

#### 第1条 保証修理の範囲等

1. 保証修理は、(i)本製品の取扱説明書や注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、本製品に生じた故障であり、かつ、本製品の保証規定において保証対象となる故障（以下「自然故障」といいます）および(ii)本製品に破損、破裂、異常電圧、水濡れ等の偶然の事故に起因して本製品の機能が正常に働かなくなる場合（以下「物損」といいます）が対象となります。
2. 第8条に定める保証修理の適用除外事項に該当する場合には、自然故障および物損であっても、保証修理の対象外とします。
3. 弊社は、修理委託先（弊社を含み、本製品ごとに弊社がその裁量で選定するものとし、以下同じ。）による自然故障該当性の診断および第8条の規定に基づき、保証修理の提供可否を判断するものとし、特段の記載のない限り、次条以降において「自然故障」および「物損」とは、保証修理が提供される故障をそれぞれ指すものとし、ます。

#### 第2条 保証修理期間

保証修理が効力を有する期間は、自然故障については本製品のメーカー保証期間終了日の翌日、物損についてはメーカー保証期間開始日より、それぞれ始まり、自然故障については本製品の購入日から8年が到来したときまたは長期延長サポートプラス会員（以下、本規程においては、単に「会員」といいます）の地位を喪失したときのいずれか早いときに、物損のいずれについては会員の地位を喪失したときに終了します（以下この期間を「保証修理期間」といいます）。保証修理期間内において本製品にかかる交換・修理回数に制限はないものとし、ます。第4条第1項第(1)号または第(2)号により保証修理の提供が終了する場合を除き、メーカー保証期間内に初期不良等により弊社より交換品（新品のものとし、ます。以下同じ。）が提供されたこと、その他理由の如何を問わず、保証修理終了日は変更されない

ものとして扱います。

### 第3条 保証修理内容

1. 保証修理期間内に本製品に自然故障または物損が発生した場合、保証修理を行います。
2. 保証修理に伴って交換された故障部品（交換部品、老朽部品等）の所有権は、全て弊社に帰属するものとし、会員に返却する義務を負わないものとします。

### 第4条 保証修理の提供の終了

1. 以下各号いずれかに該当する場合には、保証修理の提供は終了となります。
  - (1) 保証修理期間が満了した場合。
  - (2) 火災、落雷、地震、津波、風水害、噴火その他天災地変に起因して、本製品が滅失した場合。
2. 以下各号いずれかに該当する場合には、保証修理の提供を行わないものとします。
  - (1) 弊社または修理委託先が保証修理の依頼を受けた本製品の点検・診断を実施した結果、安全上の観点から買い替えをお勧めする場合（※耐用期間（予想耐用期間）は8年間です（消耗部品は除きます））。
  - (2) 保証修理の依頼を受けた本製品の全部または大部分の部品交換が必要となる場合。部品の供給が終了した箇所の修理（補修用性能部品の最低保有期間は製造終了後8年間です）。その他弊社または修理委託先が修理不能と判断した場合。

### 第5条 会員のご負担となる主な費用

保証修理の範囲は、自然故障および物損の修理であることから、以下各号に定める費用は保証修理には含まれず、専ら会員のご負担によるものとします（なお、保証修理の範囲外の費用を、以下各号に限定するものではありません。）。

- (1) 保証修理利用時に会員からのご連絡に必要な通信費用その他の費用。
- (2) 会員のご都合により保証修理をキャンセルされる場合（第8条に定める保証の適用除外事項に該当したことからキャンセル扱いとなる場合を含みます。以下同じ。）における技術費用、出張費用、物流費用、見積費用等の一切の費用。
- (3) 第8条に定める保証修理の適用除外事項に該当する場合の一切の費用。

### 第6条 保証修理の依頼方法（留意事項）

保証修理期間内に本製品に自然故障または物損が発生した場合には、会員は、延長保証お客さま窓口（下記記載）に連絡して保証修理をご依頼ください。お問合せ時に、延長保証お客さま窓口より保証修理手順の手順をご説明しますので、説明手順に従ってください。

延長保証お客さま窓口 TEL：0120-81-9080 受付時間：9:00～17:00（年中無休）

- (1) 会員から保証修理のご依頼をいただいた際、延長保証お客さま窓口は、会員の登録情報

(保証登録番号、製品情報および個人情報)の確認をいたします。会員より保証修理依頼に際してご通知いただいた情報と登録情報との間に相違があった場合、その他会員より必要な情報のご通知をいただけない場合には、保証修理が提供されない場合がございます。

(2) 本条に定める方法以外の方法で修理を依頼した場合には、保証修理が提供されない場合がございます。

#### 第7条 間接損害等

保証修理に関する法律上の請求において、間接損害(事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等)、特別損害、付随的損害、拡大被害、他の機器や部品に対するデータの損失または損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害(身体障害に起因する死亡および怪我を含みます。)ならびに他の財物に生じた損害に関して、弊社は一切の責任を負わないものとします。ただし、弊社の故意または重過失によるものについては、この限りではありません。

#### 第8条 保証修理の適用除外事項

以下各号のいずれかに該当する場合には、保証修理の対象外とします。

- (1) 本製品の仕様、構造上の欠陥または本来的性質に基づく制限、不具合、不利益等。
- (2) 使用摩耗や経年変化等の経年劣化に相当するもの(外観、傷、錆、腐食、カビ変質、その他類似の事由等)。
- (3) 本製品の付属部品(マットレスその他会員が別途購入したオプション品をいいます。)、アクセサリまたは周辺機器等の本製品以外の製品の故障および損害。
- (4) 本製品を構成する部品で、当該部品が無ければ本来の仕様を満たさなくなるものが、修理委託先の確認時点で欠落している場合(本製品の欠陥により欠落し、会員の過失なく紛失した場合を除きます。)
- (5) 取扱説明書や注意書に記載している取扱方法とは異なる不適切な使用(管理の不備、改造行為、増設等)等、取扱いが不相当であることに起因する故障および損害。
- (6) 消耗品単体(電池、バッテリー、パッキン等)の故障および損害(ただし、自然故障に起因する消耗品の故障の場合は除きます。)
- (7) 火災、落雷、地震、津波、噴火その他天災地変に起因する故障、滅失および損害。
- (8) 会員もしくは第三者の故意もしくは重過失、または弊社保証の対象外である加工、改造、修理、設置、工事もしくは清掃に起因する故障および損害。
- (9) 弊社が定める想定された用法を超える過酷な使用に起因する故障および損害。
- (10) 弊社がリコール宣言を行った後の、リコール部品およびリコール部位に起因する本製品の故障および損害。
- (11) 弊社指定外の消耗品の設置または使用に起因する故障および損害。

- (12) 通信環境（インターネット等）を介してダウンロードしたデータ、プログラムまたはその他ソフトウェアに起因する故障および損害。
- (13) 記憶装置を持つ製品の一切のデータの復元および手配等。
- (14) 弊社または修理委託先が保証修理の依頼を受けた本製品の点検・診断を実施した結果、故障の存在を確認できなかった場合。
- (15) 会員ご自身で行い得る調整、保守、点検、検査、作業等（清掃、リカバリー、設定、ソフトウェアアップデート、更新等で完了する場合）。
- (16) 会員ご自身で付加されたラベル、シート、カバー類、塗装、刻印等の復旧。
- (17) 保証修理以外の保証（メーカー保証、部品毎のメーカー保証等）および保険の制度により補償を受けるまたは受けた場合。
- (18) 弊社を経由せず保証修理をご依頼された場合。
- (19) 本製品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの保証修理依頼。
- (20) 本製品と異なる製品の修理をご依頼された場合や、シリアル番号や製品の内蔵データ等を確認の結果、本製品と同一であることが確認できない場合。
- (21) 盗難、紛失、置き忘れ、その他の事由により、会員が本製品を保有しておらず、本製品の状態が確認できない場合。
- (22) 国または公共団体の公権力の行使に起因する故障および損害。
- (23) 核燃料物質または核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障および損害。
- (24) 戦争（宣戦の有無を問わず）、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事変に起因する故障および損害。
- (25) 本製品の損害にかかる申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合。
- (26) その他保証修理をすることが困難な場合

#### 第9条 その他の注意事項

1. 故障または損害の認定等について弊社と会員の間で見解の相違が生じた場合には、弊社は、専門家または中立的な第三者の意見を求めることができます。
2. 修理受付日から6カ月を経過しても会員都合により修理依頼品をお受け取りいただけない場合、弊社は、当該修理依頼品の取扱いを決定することができ、会員はかかる決定に異議を述べないものとします。この場合、会員は、保証修理に含まれない一切の費用（有償修理の費用や修理キャンセルの際に必要な費用等）に加え、保管に要した一切の費用をご負担いただくものとします。

#### 第10条 保証料の損害保険充当

1. 弊社は、会員にお支払いいただく会員料金を原資として、保険会社との間で直接または委託先を通じて弊社を被保険者とする保険契約（以下「本保険契約」といいます。）を締

結し、保証修理を行います。

2. 保証修理は、会員に対して本規約および本規程に従い保証修理を提供し、本保険契約に基づき保険会社より受領する保険金を当該保証修理にかかる費用等の支払に充てる仕組みとなっています。そのため、故障の発生状況により会員に対しても保険会社の調査が行われる場合があります、会員は、予めこれを承諾するものとします。

## プラン②

### クラブパラマウント3年延長保証サービス

クラブパラマウント3年延長保証サービス（以下「本延長保証」といいます）は、弊社がクラブパラマウント会員およびプラス会員に対して、提供するサービスになります。本延長保証はメーカー保証期間を1年間から3年間に延長するものです。本延長保証の対象は、**INTIME** シリーズベッドに限ります。

## プラン③

### 介護ベッド変身サポート

介護ベッド変身サポートは、弊社が本会員に提供するサービスになります。**INTIME** シリーズベッドの変身サポート（ベッド用グリップ、ベッドサイドレールの取り付けができるよう **INTIME** シリーズベッドのオプション受を設定する作業）を無料で行います。

本サービスの受付時間は9時から17時（年中無休）、**WEB** 申込は24時間受付です。

※ベッド用グリップ、ベッドサイドレールは別途ご購入いただく必要がございます。

※**INTIME2000i** にベッドサイドレール等を取り付ける際は、ヘッドボードを別途ご購入頂き交換する必要がございます。

※沖縄、離島その他一部の地域において、本サービスの提供ができない場合がございます。

## プラン④

### ベッド引き取り

ベッド引き取りは、弊社が本会員に提供するサービスになります。お買い上げ頂いた **INTIME** シリーズベッドが不要になりましたら、無料でお引き取りいたします。

本サービスの受付時間は9時から17時（年中無休）、**WEB** 申込は24時間受付です。

※沖縄、離島その他一部の地域において、お引き取りできない場合がございます。

## プラン⑤

### ベッド移動

ベッド移動は、弊社が有料会員に提供するサービスになります。模様替えやご自宅内でのベッド移動が必要になった場合、分解・移動・組立を年1回無料で行います。

本サービスの受付時間は9時から17時（年中無休）、WEB申込は24時間受付です。  
※分解・移動・組立はご購入いただいたINTIMEシリーズベッドに限ります。  
※沖縄、離島その他一部の地域において、本サービスの提供ができない場合がございます。

#### プラン⑥

##### 引っ越しサポート

引っ越しサポートは、弊社が有料会員に提供するサービスになります。お引越し時のベッド分解、引越し先での組立を年1回無料で行います。  
本サービスの受付時間は9時から17時（年中無休）、WEB申込は24時間受付です。  
※ベッドの運搬に関しては、引越し運搬業者様にご依頼ください。  
※分解・組立はご購入いただいたINTIMEシリーズベッドに限ります。  
※沖縄、離島その他一部の地域において、本サービスの提供ができない場合がございます。

#### プラン⑦

##### 住まいのかけつけダイヤル

住まいのかけつけダイヤルは、弊社が有料会員に提供するサービスになります。日常生活で起こるトラブルに駆けつけ、30分間の応急処置を行うサービス（水まわりのトラブル対応・鍵のトラブル対応・電気のかけつけ）を提供します。駆けつける場所は、本会員が登録したご住所になります。  
水まわりのトラブル対応、鍵のトラブル対応のサービスの受付時間は24時間365日です。  
電気のかけつけのサービスの受付時間は9時から17時（年中無休）です。

住まいのかけつけダイヤルには、以下の規程が適用されます。

##### <利用資格者、利用者の定義>

- 1、「利用資格者」とは、本会員の有する本サービスの利用資格に基づいて、本サービスを利用することができる本会員と同居している親族をいいます。
- 2、「利用者」とは、利用資格者のうち、本サービスを実際に利用する者をいいます。

##### <住まいのかけつけダイヤル>

住まいのかけつけダイヤルは、「水まわりのトラブル対応」「鍵のトラブル対応」「電気かけつけサービス」を提供します。

##### 1、サービスの対象建物

利用者が自己の居住に使用する目的で所有または賃借する個人の住宅または専有・占有する居住部分をいい、本会員の登録時ご住所（引っ越しなどで変更登録をした場合、変更後の

登録ご住所) を対象とします。事務所、飲食店等の店舗、学校、病院等の 業務用の建物は除きます。

## 2、サービス提供地域

本サービスは日本国内のみ適用されます。ただし、離島など一部の地域では本サービスの提供ができない場合があります。

## 3、サービスを提供出来ない場合

以下の事項に該当する場合は本サービスの対象外となります。

- ①故意または重大な過失によって生じたトラブル
- ②地震・噴火、風災・水災・火災等の自然災害を原因とする場合
- ③戦争又は暴動を原因とする場合

## 4、サービスをご利用頂く際のご注意事項

(1)本サービスは、サービス会社を利用者にご紹介し、年1回、利用者の料金負担なく、30分間の応急処置サービスを利用できるものです。

(2)サービス会社によるサービス提供であり、時間帯、日時によってはサービスの着手にお時間がかかる場合または、サービス会社の休業日等によりサービスの提供が出来ない場合があります。

(3)本サービスの提供範囲外の費用や年1回の無料利用後は、利用者のご負担による作業となります。また、サービスのご利用後にサービスの対象でないことが判明した場合、費用は全て利用者のご負担となります。この場合、利用者は自らの責任でサービス会社にサービスの申込みを行うものとし、費用についても利用者サービス会社との間で精算していただきます。

(4)サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。

### ・水まわりのトラブル対応について

1、水まわりのトラブル対応の内容は、対象建物内の台所、浴室、トイレ、洗面所または洗濯機置き場の蛇口、給水管もしくは排水管の詰まりまたは水漏れ（以下「水漏れ等」といいます。）が生じた場合における当該水漏れ等の30分間の応急処置です。なお、一部の離島等の地域に所在する対象建物についてはサービスの提供ができない場合があります。

2、前項にかかわらず、次の各号に掲げるものは、サービスの内容には含まれないものとなります。

- (1) 30分を超える作業を要する処置
- (2) 部品交換を伴う処置
- (3) 高所作業または特殊な作業を要する処置
- (4) 対象建物以外の建物に対する処置
- (5) 対象建物外の水漏れ等の応急処置（ベランダやバルコニー、お庭は対象建物外になりま

す。)

- (6) 蛇口、給水管または排水管の凍結を原因とする水漏れ等の応急処置
- (7) 対象建物が店舗併用住宅の場合における店舗部分の水漏れ等の応急処置
- (8) 対象建物が集合住宅の場合における共用部分の水漏れ等の応急処置
- (9) その他訪問時の現場の状況等によって、対応が不可能または不適切であると判明した場合の処置

・鍵のトラブル対応について

- (1)カギを紛失した場合等にカギのサービス会社の手配を行い、応急処置（30分程度の軽作業）として出入口（玄関等）の開錠・破錠作業を行います。
- (2)解錠・破錠の後に行った、鍵の新規取付や部品交換に関する部品代・作業代等の費用は利用者のご負担となります。この場合の費用の精算は、利用者とサービス会社との間で行っていただきます。
- (3)サービスの対象は一般の住宅用の出入り口の鍵に限ります。対象建物室内の鍵や併用住宅の店舗専用部分の出入り口の開錠・破錠、建物内のドアの開錠・破錠は対象外です。また、マンションやアパート等の集合住宅における共用部分のエントランス等は開錠・破錠の対象外となります。
- (4)かぎ及びドアの種類によっては、開錠・破錠作業が出来ない場合があります。
- (5)ホームセキュリティなどにご加入されている場合などは、ご加入の警備会社へ作業を依頼させて頂く場合があります。
- (6)利用者ご自身の立会い及び身分証明（顔写真付きで物件住所の確認が出来る身分証明書等）が出来ない場合には、サービスの提供をお断りさせて頂くことがあります。

・電気のかけつけについて

- (1) 対象建物の居住物件の（専有・占有部分）のブレーカーの確認、電球交換などに、現場へかけつけ、1人工30分間の応急処置を行います。
- (2) 提供サービスとしては、管球交換の応急対応、ブレーカーが落ちて電気がつかない場合のブレーカーの確認・調整対応、エアコンの水漏れ時のドレン管水詰まり等の確認調整を提供します。トラブル内容によっては、一度サービス会社に対応可否を確認させて頂く場合もございます。
- (3) 30分間の応急処置を超える作業、本修理や部品交換代などは有料となります。この場合の費用の精算は、利用者とサービス会社との間で行っていただきます。
- (4) 原因箇所が併用住宅の店舗専用部分、マンションやアパート等の集合住宅における共用部分等、専有・占有部分以外に及ぶ場合は、サービス対象外となります。
- (5) 管球交換における電球（管球）はお客様にて事前にご用意頂きます。

<利用者の費用負担、対象期間等について>

1、次の各号に掲げる費用は、利用者が負担するものとします。

- (1) 本サービスを利用するために要する電話料金その他の通信費（通信環境の整備に係る費用含む）
- (2) 各種処置にかかる部品代
- (3) 作業員の増員を要する作業の処置に係る作業員追加分の費用
- (4) その他、本会員向けサービスの範囲に含まれない作業にかかる費用

2、サービスの対象期間

本サービスの対象期間は、本会員と弊社の間で成立した本規約に基づく契約が終了するまでとします。

3、サービスをご利用頂く際のご注意事項

本サービスは、サービス内容を予告なく変更する場合や、サービスの利用を制限させて頂く場合があります。

4、サービス提供を行わない場合。

委託会社は、次のいずれかに該当する場合（該当するおそれのある場合も含みます。）はサービスの提供を行いません。

- ①公序良俗に反する行為
- ②法令に違反する行為
- ③第三者（パラマウントベッド株式会社を含みます。）に不利益を与える行為（誹謗・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為のほか、迷惑行為を含みます。）
- ④営利を目的（商業目的）としてこのサービスを利用する場合
- ⑤パラマウントベッド株式会社または委託会社が、著しく利用頻度が高いまたは意図的な利用と判断した場合

プラン⑧

暮らしのお悩みダイヤル

暮らしのお悩みダイヤルは、弊社が有料会員に、庭木のお手入れサービス、害虫の相談サービス、ハウスクリーニングサービスを提供する業者をご紹介しますサービスになります。サービスご利用の際は、これらの業者との契約および業者への料金のお支払いが必要になります。本サービスの受付時間は9時から17時（年中無休）です。

暮らしのお悩みダイヤルには、以下の規程が適用されます。

<暮らしのお悩みダイヤル>

暮らしのお悩みダイヤルでは、「庭木のお手入れ」「害虫の相談」「ハウスクリーニング」サービスを提供する業者をご紹介します。

(1) 庭木のお手入れサービスとは、庭木のお手入れサービス（庭木1本から、植え込み、生垣の剪定、お庭の草刈り等）を提供するサービス会社を弊社が紹介するサービスをいいます。

サービス会社が提供する庭木のお手入れに関するサービスの詳細については、原則として、サービス会社の規約等が適用されるものとします。

対応可能範囲：剪定、伐採、草刈のご相談に対応ができます。

**【庭木のお手入れサービスのご利用について】**

・受付時間：9:00～17:00

・木の種類や高さ、お庭の広さ等、状況によって金額が変動する場合がございます。

・見積もり料金をご確認の上、作業の依頼を決めて頂けますが、状況により、キャンセル料や出張費等が発生する場合がございます。

・危険な作業が伴う場合等、状況により調査作業に別途調査費が発生する場合がございます。

・離島など、ご利用いただけない地域がございます。詳細についてはお問い合わせください。

剪定	お庭の木や生垣、植え込みの剪定を行います。 1本から相談を受け付けます。
伐採	ご自宅で管理に困っている木の伐採を行います。
草刈り	伸びてしまったお庭の草刈りを行います。

(2) 害虫の相談サービスとは、害虫駆除サービスを提供するサービス会社を弊社が紹介するサービスをいいます。

サービス会社が提供する害虫駆除に関するサービスの詳細については、原則として、サービス会社の規約等が適用されるものとします。

対応可能範囲：シロアリ、ハチ、ゴキブリ、ノミ、トコジラミ、その他害虫。

予防のご相談も可能です。

**【害虫駆除サービスのご利用について】**

・受付時間：9:00～17:00

・害虫の種類等、状況によって金額が変動する場合がございます。

・見積もり料金をご確認の上、作業の依頼を決めて頂けますが、状況により、キャンセル料や出張費等が発生する場合がございます。

・巣の場所が不明の場合等、状況により調査作業に別途調査費が発生する場合がございます。

・離島など、ご利用いただけない地域がございます。詳細についてはお問い合わせください。

駆除の種類	事例
シロアリ駆除	歩くたびに床がギシギシきしむ 家の柱にスキマが出来ている
ハチ駆除	軒下に蜂の巣が出来ている 壁穴からハチが出てくるのを見た
ゴキブリ駆除	市販の駆除剤が効かない 一度業者に頼んだのにまた発生した
ノミ、トコジラミ	ベッドや畳の隙間に黒い点がついている 寝ている間にかまれ猛烈に体がかゆい ペットのカラダからのみか跳ねるのを見た
その他害虫駆除	お庭に発生した毛虫やクモ等がいる

(3) ハウスクリーニングサービスとは、ハウスクリーニングサービスを提供するサービス会社を弊社が紹介するサービスをいいます。 おうち丸ごとや、1 部屋等のセットプランから 1 か所毎など希望の箇所のクリーニングが可能です。

サービス会社が提供するハウスクリーニングサービスの詳細については、原則として、サービス会社の規約等が適用されるものとします。

対応可能箇所：キッチン、洗面所、浴室、トイレ、レンジフード、換気扇、窓（1 枚単位）サッシ、網戸（1 枚単位）、照明器具吹き上げ、フローリング、玄関等

**【ハウスクリーニングサービスのご利用について】**

・受付時間：9:00～17:00

・お部屋の広さや天窓など高所作業の有無、極端に汚れが強い場合等状況により金額が変動する場合がございます。

・見積もり料金をご確認の上、作業の依頼を決めて頂けますが、状況により、キャンセル料等が発生する場合がございます。

・状況により、出張費用や家具・家電の移動オプションが別途発生する場合がございます。

・壁紙のクリーニングは承っておりません

・季節によって込み合うため、ご希望の日時に伺えない場合がございます。

・離島など、ご利用いただけない地域がございます。詳細についてはお問い合わせください。

(利用料等)

1、本サービスの利用料は、本会員と弊社が紹介するサービス会社との契約によります。利用料は、弊社が紹介するサービス会社に直接お支払いいただきます。

2、サービスの対象期間

本サービスの対象期間は、本会員と弊社の間で成立した本規約に基づく契約が終了するまでとします。

### 3、サービスをご利用頂く際のご注意事項

本サービスは、サービス内容を予告なく変更する場合や、サービスの利用を制限させて頂く場合があります。また、サービス会社の休業日等により、サービスの提供にお時間を要する場合がございます。

### 4、サービスの対象建物

利用者が自己の居住に使用する目的で所有または賃借する個人の住宅または専有・占有する居住部分をいい、本会員の登録時ご住所（引っ越しなどで変更登録をした場合、変更後の登録ご住所）を対象とします。事務所、飲食店等の店舗、学校、病院等の業務用の建物は除きます。

### 5. サービス提供を行わない場合

委託会社は、次のいずれかに該当する場合（該当するおそれのある場合も含まれます。）はサービスの提供を行いません。

- ①公序良俗に反する行為
- ②法令に違反する行為
- ③第三者（パラマウントベッド株式会社を含みます。）に不利益を与える行為（誹謗・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為のほか、迷惑行為を含みます。）
- ④営利を目的（商業目的）としてこのサービスを利用する場合
- ⑤パラマウントベッド株式会社または委託会社が、著しく利用頻度が高いまたは意図的な利用と判断した場合

### プラン⑨

#### 介護なんでもダイヤル

介護なんでもダイヤルは、弊社が有料会員に提供するサービスになります。介護保険の申請方法やサービス内容、介護施設のこと、介護にかかる費用など、経験豊かな相談員がお話をお伺いします。ちょっとした不安から具体的な相談まで。介護の問題をひとりで抱え込まないための相談窓口です。30分間を通話時間の目安とします。

本サービスの受付時間は9時から17時です（年末年始はお休みさせていただきます）。

本サービスにかかる通話料金は無料になります。

介護なんでもダイヤルには、以下の規程が適用されます。

### 1. サービス提供を行わない場合

委託会社は、次のいずれかに該当する場合（該当するおそれのある場合も含まれます。）はサービスの提供を行いません。

- ①公序良俗に反する行為
- ②法令に違反する行為

- ③第三者（パラマウントベッド株式会社を含みます。）に不利益を与える行為（誹謗・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為のほか、迷惑行為を含みます。）
- ④営利を目的（商業目的）としてこのサービスを利用する場合
- ⑤パラマウントベッド株式会社または委託会社が、著しく利用頻度が高いまたは意図的な利用と判断した場合

#### プラン⑩

##### 認知症サポートダイヤル

認知症サポートダイヤルは、弊社が有料会員に提供するサービスになります。認知症のある方やそのご家族の不安や悩みにお答えし、ご本人・ご家族の社会的孤立や負担軽減をサポートするため、経験豊かな相談員が30分間を目安に認知症に関する相談を電話でお伺いします。

本サービスの受付時間は10時から16時です（土日祝日、年末年始はお休みさせていただきます）。

本サービスにかかる通話料金は無料になります。

認知症サポートダイヤルには、以下の規程が適用されます。

#### 1. サービス提供を行わない場合

委託会社は、次のいずれかに該当する場合（該当するおそれのある場合も含みます。）はサービスの提供を行いません。

- ①公序良俗に反する行為
- ②法令に違反する行為
- ③第三者（パラマウントベッド株式会社を含みます。）に不利益を与える行為（誹謗・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為のほか、迷惑行為を含みます。）
- ④営利を目的（商業目的）としてこのサービスを利用する場合
- ⑤パラマウントベッド株式会社または委託会社が、著しく利用頻度が高いまたは意図的な利用と判断した場合

#### プラン⑪

##### 在宅確認サービスダイヤル

在宅確認サービスダイヤルは、弊社が有料会員に提供するサービスになります。離れて暮らすご家族が本会員と連絡が取れず心配な時に本会員の登録時ご住所（引っ越しなどで変更登録をした場合、変更後の登録ご住所）まで訪問して宅外より在宅の確認をします。

本サービスの受付時間は24時間365日です。

在宅確認サービスダイヤルには、以下の規定が適用されます。

<在宅確認サービスダイヤル>

1、在宅確認サービスダイヤルの内容は、次の各号に定める内容とします。なお、一部の離島等の地域に所在する対象建物（利用者が自己の居住に使用する目的で所有または賃借する個人の住宅または専有・占有する居住部分をいい、本会員の登録時ご住所（引っ越しなどで変更登録をした場合、変更後の登録ご住所）をいいます）については在宅確認の提供ができない場合やサービス着手にお時間がかかる場合、サービスの内容が異なる場合があります。

- (1) インターホン等により対象建物における在宅の有無の確認
- (2) 対象建物外部からの対象建物状況の確認（郵便物の滞留や、照明器具の点灯状況、電気ガスメーターの回転、インターホンを鳴らしての確認等、屋内へ立ち入らないで確認できるものに限ります）。確認は住宅の状況（オートロック等）により実施できない場合があります。
- (3) 在宅確認サービスダイヤルを要請した者（以下「要請者」といいます）に対する前二号に定める業務の報告
- (4) 本サービスは年1回までの利用を無料とします。
- (5) 出動後のキャンセルはキャンセル費用が発生します。1回目の場合は、1回ご利用されたものとみなします。
- (6) サービス会社の状況により手配や出動にお時間を要する場合がございます。

2、前項にかかわらず、次の各号に掲げるものは、在宅確認サービスダイヤルの内容には含まれないものとします。

- (1) 対象建物以外の建物に関する確認および報告
- (2) 対象建物の屋内への立ち入りを必要とする業務  
※玄関やその他開口部の開錠を行う行為も含まれません。  
※玄関前ならびに、玄関付近の開口部以外（裏口・勝手口等の対応）での対応も含まれません。
- (3) 在住者を特定する業務
- (4) 医療・看護・介護・警備業法にふれる業務  
※在宅確認は、本会員および要請者への医療行為、体調維持もしくは健康状態の管理等の実施、又は本会員および要請者の事故もしくは本会員および要請者への危害の防止等を保証するものではありません。
- (5) その他弊社や委託会社が不適切と判断する業務

<利用者の費用負担、対象期間等について>

1、次の各号に掲げる費用は、利用者が負担するものとします。

(1) 本サービスを利用するために要する電話料金その他の通信費（通信環境の整備に係る費用含む）

(2) その他、本会員向けサービスの範囲に含まれない作業にかかる費用

2、サービスの対象期間

本サービスの対象期間は、本会員と弊社の間で成立した本規約に基づく契約が終了するまでとします。

3、サービスをご利用頂く際のご注意事項

本サービスは、サービス内容を予告なく変更する場合や、サービスの利用を制限させて頂く場合があります。

4、サービス提供を行わない場合。

委託会社は、次のいずれかに該当する場合（該当するおそれのある場合も含まれます。）はサービスの提供を行いません。

①公序良俗に反する行為

②法令に違反する行為

③第三者（パラマウントベッド株式会社を含みます。）に不利益を与える行為（誹謗・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為のほか、迷惑行為を含みます。）

④営利を目的（商業目的）としてこのサービスを利用する場合

⑤パラマウントベッド株式会社または委託会社が、著しく利用頻度が高いまたは意図的な利用と判断した場合

プラン⑫

傷害総合保険（交通傷害プラン）

傷害総合保険（交通傷害プラン）は、弊社が有料会員に提供するサービスになります。有料会員ご本人様が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。詳しくは、専用ウェブサイトに掲示する「補償内容説明文書」をご覧ください。

プラン⑫

会員特典

有料会員の方へお得な特典もございます。詳しくは、専用ウェブサイトをご覧ください。